

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて経済的理由等によつて自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。</p>

ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活

建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円

を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である世帯 三百万円

二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 百五十万円

三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯  
五十万円

3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号へに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「一百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第五条 支援金の額の算定基準その他支援金の支給に関し必要な事

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 ~~第三条第一項~~の規定により支援金を支給する都道府県(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二・三 (略)

項は、政令で定める。

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 ~~第三条~~の規定により支援金を支給する都道府県(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二・三 (略)

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十（略）</p> <p>十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）<u>第三条第一項</u>に規定するものをいう。）の支給に関すること。</p> <p>十二〜六十一（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十（略）</p> <p>十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）<u>第三条</u>に規定するものをいう。）の支給に関すること。</p> <p>十二〜六十一（略）</p>